

国際市場における品質・安全性規律と貿易戦略

林 正 徳¹

Trade Rules on Food Quality and Safety Attributes and Their Trade Strategy Implications

Masanori HAYASHI (Waseda University)

The evolution of trade rules on agricultural products has three aspects: firstly, from intervening to market mechanism to 'market-oriented'; secondly, from that mainly of "mass-production and mass-consumption" products to that of "small-scale production and small-scale consumption" products; and thirdly, elaborated in a more and more detailed manner in function of the purposes and characteristics of the measures in question. Due attention should be paid to the WTO's trade issues resolving functions and rules elaboration functions as well as regional trade agreements' tendency to 'supplement' the WTO rules as well as to realize the difficult of achieving each country's interests in the WTO. Japan has to have a clear self-recognition of the 'quality' merits of its products and make the best use of the trade rules.

Key words : qualitative attributes of agricultural products, food safety, technical regulations and standards, sanitary and phytosanitary measures, geographical indications

1. はじめに

農産物と食品（註1）は多様であり、またその品質と安全性の具体的な意味内容に共通の理解が存在しているわけではない。標記の課題を論じるに当たり、まず農産物と食品を2つの「理念型」に整理したうえで、これらの品質属性（註2）について考察する。農産物と食品の国際貿易を律する貿易ルールを検討するための準備作業として必要だからである。そのうえで、農産物と食品のどのような品質属性に関する措置にどのような貿易ルールが対応し、貿易ルールがどのように農産物と食品の貿易関係を規律しているのかを整理する。さらに、農産物と食品の品質と安全性に関する貿易問題の解決がどのように図られているのか、また近年の地域貿易協定交渉における動きを取り上げる。最後に、以上を踏まえ、日本にとっての農産物と食品貿易戦略に関し検討する。

2. 農産物と食品の「理念型」と品質属性

1) 農産物と食品の2つの「理念型」

農産物と食品を、(i)「大量生産・大量消費型」の農産物と食品と(ii)「少量生産・少量消費型」の農産物と食品の、2つの「理念型」に区分する。

(i)の「大量生産・大量消費型」の農産物と食品の品質は、最終製品の客観技術的に「有形の」(tangible)品質属性により定義することが可能であり、品質の「標準化」(standardization)を特徴とする。このような農産物と食品は、定義に該当する限り均一な品質を持ち、相互に代替可能な商品として取引が可能であるというフィクションが成立する。先物市場で取引される農産物は「大量生産・大量消費型」の農産物と食品の代表例である。先物市場に上場される商品は、一定の規格に当てはまる限り、代替可能である。これにより取引コストは最小化され、取引の指標は価格に純化する。

この対極にあるのが、(ii)の「少量生産・少量消費型」の農産物と食品である。このような農産物と食

¹早稲田大学
masanori.hayashi@aoni.waseda.jp

品の品質は生産地、原材料、製造・加工・取引方法、歴史的伝統、ノウハウなど最終製品においてはしばしば確認困難な「無形の」(intangible)品質属性により規定され、品質の「差別化」(differentiation)、さらには「個別化」(singularization)を特徴とする。今日の農産物と食品市場を特徴づけるのは、多様な「少量生産・少量消費型」の農産物と食品の存在である。これら農産物と食品は、「〇〇産」「有機」「天然」「本場」「本物」「伝統」「フードマイル」「フェアトレード」その他きわめて多彩な表示がなされ、最終製品それ自体によって表示内容の真偽を確認することが困難であるものの、個人的ないし社会的価値観を背景とした消費者の品質判断により価格プレミアムが形成され維持されることに特徴がある。

農産物と食品の「安全性」は、「大量生産・大量消費型」および「少量生産・少量消費型」の農産物と食品が、ともに最低限満たすべき品質属性であると整理される。なぜなら、農産物と食品の「安全性」については国により基準・要件が定められ、これを満たさないものの製造・流通・販売が禁じられているからである。この「安全性」基準・要件を満たさない農産物と食品が市場に存在する場合には、取締り・処罰の対象となる。

農産物と食品の2つの「理念型」と「探索財」「経験財」「信用財」との関係に触れておく。「大量生産・大量消費型」の農産物と食品は探索財と経験財に、「少量生産・少量消費型」の農産物と食品は信用財に対応する。消費者は「大量生産・大量消費型」の農産物と食品の品質をあらかじめ知っている(探索財)か、消費した結果知ることができる(経験財)一方、「少量生産・少量消費型」の農産物と食品については、消費してもその品質を知ることができない(信用財)からである。品質属性のうち「安全性」については、基準を満たさないものはそもそも財(商品)として市場に存在することが認められないので、これら3つの財のいずれの特性に該当するか検討する必要はない。

以上の整理はAllaire (2012)をもとにしているが、「特異財」(singularities)を体系的に取り上げたKarpik (2010)も踏まえつつ、この整理の妥当性について確認しておきたい。

教科書的には、完全競争条件が確保されるためには

「情報の非対称性」問題の解決が必要とされる。Karpik (2010)は、さまざまな財・サービスの市場と消費者の購買行動についての実証研究をもとに、販売者自身が十分な情報を持っているとは限らないこと、消費者の購買決定には商品の客観的な品質属性のみでなく付帯するサービスや主観的要素、また第三者による情報も大きな役割を果たしていることを立証したうえで、消費者の関心や要求が価格よりも品質について高いものの、商品の品質属性が「多次元」(multidimensional)にわたり、品質を判断するための「比較基準がない」(incommensurable)うえ、消費したとしても品質が「不確実」(uncertain)な「特異商品」(singularities)については、消費者の品質に関する判断を補完する「判断装置」(judgment devices)が重要な役割を果たしていることを明らかにした。この「判断装置」により、消費者は軽率な購買決定を下すことを避けることができ、市場の透明性がより高められ、真の品質競争が可能となる。

2) 農産物と食品の「理念型」と品質規格・基準および認証制度

商品の品質に関する規格・基準を公的に定め、第三者機関が検査を行って品質規格・基準に適合していることを認証する仕組みがある。「特異商品」の性格を持つ数多くの「少量生産・少量消費型」の農産物と食品が市場に現れるようになってくるにつれ、品質規格・基準および認証制度もこれに対応して、その性格と内容を変化させてきた。

我が国の品質に関する規格・基準と認証制度は、「大量生産・大量消費型」の農産物と食品の品質属性に関するものから始まり、しだいに「少量生産・少量消費型」の農産物と食品の「無形の」品質属性に関するものが重要な役割を果たすようになってきた。

「大量生産・大量消費型」の農産物と食品の品質属性に関する規格・基準と認証制度の代表例は、「農産物検査法」に基づく米麦等についての農産物規格と検査制度である。この規格は水分、整粒割合など物理的性状に基づき定められ、検査は国による買い入れの際に旧食糧事務所により行われていた。「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づくJAS規格も、当初は「大量生産・大量消費型」の農産物と食品の「有形の」品質属性に関する取

(註1) 「農産物」とは農畜産物を指し、食用に供されない花卉、タバコを含む。「食品」には食用に供される農産物、林産物、水産物およびこれらの加工品を指す。

(註2) 「品質属性」は、「品質」を構成するさまざまな要素の意味で用いている。本稿ではもっぱら消費者という「川下」の視点からの品質属性を取り上げている。

引規格の性格を強く持っていた。しかしながら、1960年に発生した「偽牛缶事件」を契機に、JAS規格は食品製造業界に対し品質の向上を促すとともに、消費者に対してはより品質の良い食品を選択するための判断材料としての消費者規格として機能するようになった。JAS規格は生産工程や流通過程の差異といった「無形の」品質属性に取り組むようになり、生産方法についての規格を定めた「生産方法JAS」が1995年から、2003年から「生産方法公表JAS」、2005年から「有機JAS」、さらに2009年からは「低温管理流通JAS」が定められている。

一方、消費者が商品選択を行うための基本的な情報を商品に表示させるため、JAS法の改正により「品質表示基準制度」が1970年に発足した。これは、「名称、原材料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項」等の表示を製造業者等に行わせるものであり、1999年からは一般消費者向けのすべての飲食物品が対象となった。

近年の特徴は、地方自治体、国際的な企業団体、NGOによる規格・基準と認証制度が増加し、また消費者に対する品質保証として重要性を増してきつつあることである。これらの規格・基準も「少量生産・少量消費型」の農産物と食品の「無形の」品質属性を定めているものが多く、なかには国や国際基準よりも厳しい「安全性」要件を定めるものがあることはよく知られている（註3）。

こうした変化は「少量生産・少量消費型」の農産物と食品の普及と一般化に対応したものであった。と同時に、品質に関する規格・基準と認証制度の変化と多様化が「少量生産・少量消費型」の農産物と食品の一層の普及と一般化を可能にしたのである。

3) 農産物と食品の「無形の」品質属性についての消費者行動とその含意

消費者は「無形の」品質属性について、どのような購買行動をとるのか、消費者は情報が十分に与えられさえすれば合理的に行動するのか、このような問題に関し、韓国と日本で米について消費者行動実験調査が

行われている。

(1) 韓国における米に関する消費者行動実験調査

高麗大学のHanらにより、米に関する韓国消費者の支払意思額の実験調査が行われた（註4）。韓国消費者の米選好については仮説的検定手法（Contingent Valuation Method）を用いて支払意思額を計測する先行研究があったものの、過大な推計値が出されるバイアスがあると考えられたことから、Random n-th price sealed auction法（註5）を用いて実験調査が行われた。

実験調査は2010年8月、高麗大学の社会人講座に参加している主婦75人（平均年齢48歳）を対象に、自国産米については京畿道産米、輸入米としては米国産米（カルロス）、中国産米（Golden Terra）のそれぞれ1等精米を用い、同じタイプの炊飯器で同じ条件下で炊飯した。調査対象者にはあらかじめこれら3種の米の平均価格の情報のみを与え、ブラインドテストで食味だけをもとにした場合、食味テストに加えて産地情報またはフードマイル情報を与えた場合に分け、支払意思額を提示させた。

(2) 日本での米に関する消費者行動実験調査

早稲田大学の弦間を中心に筆者も加わって、Hanらが用いたのと同じの方法により日本の消費者が国産米・輸入米に対してどのような選好を持っているのか、支払意思額を推定する実験調査を行った。ただし、Hanらの実験調査が原産国情報とフードマイル情報の2つの情報の影響を比較調査したのに対し、我が国では米のフードマイル情報は普及しておらず、また産地・品種情報の表示が品質表示基準により求められていることから、情報なしの場合と産地・品種情報を与えた場合の比較を、国産米では普及品とされている茨城県産コシヒカリ、輸入米としては米国カリフォルニア産コシヒカリ、中国東北三省産短粒種（品種名は不明）を用いて行った。輸入米は正規ルートから購入したSBS米を用いた。実験調査は、2014年1月と2月に、公募等により参加を得た60名（平均年齢51歳、男性43%、女性57%）に対し行われた（註6）。

（註3） 例えば、長野県原産地呼称管理制度では、米に関し農薬・化学肥料施用量、生産履歴、保管方法や官能検査委員会による食味検査に合格することといった「無形の」品質属性に関する規格・基準も定めている（<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/documents/ninteikijun.pdf>）。国際的なものとしてGlobal GAP、Global Food Safety Initiative、Fair Trade等が知られている。

（註4） Han et al. (2012)。

（註5） 第2価格値決めオークション法（Vickery Second Price Sealed Bid Auction）と無作為価格決定法（Becker-DeGroot-Marshak (BDM) mechanism）を組み合わせたもの。この手法については、Nayga (2013) 参照。この手法を用いたさまざまな実験調査が実施されている。

第1表 韓国と日本での米に関する消費者行動実験調査結果

		国（韓国）産	米国産	中国産
韓国での実験調査（2012）	情報なし	1.00	1.04	0.99
	原産国情報あり	1.21	1.07	1.09
		国（日本）産	米国産	中国産
日本での実験調査（2014）	情報なし	1.00	1.11	0.68
	産地・品種情報あり	0.92	0.83	0.39

註：筆者作成。

(3) 韓国・日本の実験調査結果とその比較

第1表は、韓国と日本での実験調査結果をまとめたものである。

両実験調査の結果を比較対照するため、情報なしの場合の国産米についての支払意思額を1.00とし、その他の場合の支払意思額をこれとの比率で示した。この表から、日本人被験者は①情報なしの場合には韓国の場合と同様に米国産、国産、中国産の順に高い支払意思額を示すが、②情報を与えた場合には国産、米国産、中国産の順となり、韓国の場合の国産、中国産、米国産とは異なる結果を示し、③最も顕著な相違として、情報を与えたことにより支払意思額がいずれについても低下し、低下の程度は中国産が最も大きく（43%）、次いで米国産（25%）、国産（8%）の順となった。これに対し、韓国の場合には支払意思額はいずれも増加し、増加の程度は国産（21%）、中国産（10%）、米国産（3%）の順に大きい結果となった（註7）。

以上の結果、①消費者が国産米に対し高い価格プレミアムを与える傾向があることは日本も韓国も同じであるが、②産地・品種情報が日本の消費者の品質プレミアムに及ぼす影響力は、原産国情報が韓国の消費者の品質プレミアムに及ぼす影響力よりも大きいと言えることができる。日本の実験調査結果で産地・品種情報を与えたことによりいずれの場合にもマイナスのプレ

ミアムが付されたのは、日本の消費者が産地・品種情報を重要視していることの反映であると解される（註8）。産地・品種情報が重視されることから、自国産の同一品種の米であっても有名産地でない米については評価が低く、同一品種であっても外国産米については一層評価が低くなる。中国産米の評価が最も低くなったのは、外国産で産地の範囲も広いうえに品種名が不明であるという大きなハンディキャップがあったことによるものと考えられる。

なお、この実験調査に先立ち、昨年末に学生約30名を対象に行った予備調査においても、ほぼ同様の結果が得られている（註9）。

4) 小括

消費者の農産物と食品に関する購買行動は、実際に消費した経験では確認困難な「無形の」品質属性に関する「情報」により影響される。換言すれば、「情報」は消費者の合理的な経済行動の補助手段と言うよりも、むしろ消費者の判断を規定する。また、農産物と食品が「大量生産・大量消費型」「少量生産・少量消費型」いずれに属するかの区別は絶対的なものではなく、「大量生産・大量消費型」の農産物と通常考えられる米についても、「少量生産・少量消費型」の農産物としての品質属性を付与することができる（註10）。こうしたことから、「無形の」品質属性については「有

(註6) 日本の実験調査結果は暫定値であり、追加調査を行ったうえで確定値が今年度末に公表される予定である。

(註7) 韓国の場合、フードマイル情報が与えられた場合にも同様に支払意思額が高くなったが、支払意思額を高める効果は原産国情報ほどではなく、米国産米についてはフードマイル情報を与えたことによりかえって評価を下げる結果となった。

(註8) このことは、食味実験とあわせて行われたアンケート調査（複数回答方式）によって裏づけられる。日本人被験者が国産米を購入する際に重視するのは産地（67%）、品種（57%）、価格（55%）であり、高品質米の属性としても産地（77%）、次いで食味（64%）、価格（45%）、有機米などの証明（42%）を挙げ、輸入米についても同じ順位となった。米の品質に関する情報源としては商品の表示が最も重視され（62%）、次いで新聞、インターネット（ともに21%）、専門家の意見（19%）であった。

(註9) 弦間ら（2014）。ただし、国産米について情報を与えた場合には韓国と同様、プラスの品質プレミアムが与えられる結果となった。

形」の品質属性に関してよりも、より高度の品質規格・基準（製造・加工・流通・取引方法やトレーサビリティ要件など）、そして信頼性の高い第三者機関による認証制度とともに、より高度な制度管理と高い制度運営コストが必要となる。

3. 農産物と食品に関する貿易ルール

1) 農産物と食品に関する貿易ルールの形成

今日の農産物と食品の国際貿易を律する貿易ルールは、GATT ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）の結果合意されたWTO協定（註11）により定められている。多岐にわたるWTO協定に基づく貿易ルールの理解には、どのようにして貿易ルールが形成されてきたのかをまず知ることが不可欠である（註12）。

貿易措置は、「関税措置」と「非関税措置」の2つに区分される。「非関税措置」とは「関税措置」以外の貿易措置すべてを言い、農産物輸入数量制限、国内農業支持、農産物輸出補助のほか、動植物検疫・食品安全措置や農産物と食品関連の基準・認証制度などが該当する。

多国間での貿易ルール化の取り組みは、まず「非関税措置」について始められた。第一次世界大戦後の1927年、国際連盟の主催により開催された交渉会議の結果調印された「輸出入禁止制限撤廃条約」は、貿易ルールを定めた初の多国間条約であった（註13）。この交渉の結果、①すべての輸出入禁止・制限措置の原則的撤廃、②動植物検疫・食品安全措置、基準・認証に関する国内措置などによる貿易制限は許容されるが、同じ条件のもとにある国々を差別せず、偽装された国内産業保護の手段として用いてはならないことなどが定められた。

第二次世界大戦後に発足したGATTにおいてまず

取り組まれたのは「関税措置」であった。「関税措置」については、適用に関する無差別原則、上限の登録（譲許）などがルール化された。「非関税措置」については、数量制限の原則的な禁止などのほか、動植物検疫・食品安全措置、基準・認証などについては「輸出入禁止制限撤廃条約」のルールが継承された。

「関税措置」の引き下げが行われた結果「非関税措置」が貿易障壁として目立つようになってきたことが、GATTにおける「非関税措置」についての取り組みのきっかけであると説明されることがある（註14）が、「関税措置」の大幅な引下げが実現する以前からGATTにおいて「非関税措置」についての取り組みが開始されていた。GATTで「非関税措置」のルール化の検討が始められたのは、「ハーバラー・レポート」（1958年）を契機とする。注意すべきことは、この当時すでに農業保護への依存が多国間場で検討課題となり、輸入数量制限、国内農業支持政策、農産物輸出補助とともに動植物検疫措置の問題も認識され、さらに農業保護を計測することすら検討されていたことである。関税交渉のほかは商品協定を通じた一次産品（言うまでもなく「大量生産・大量消費型」の農産物の代表例である）についての価格の安定が中心課題であったものの、ケネディ・ラウンド（1963～67年）では「非関税措置」が初めて交渉対象として取り上げられ、東京ラウンド（1973～79年）は「関税措置」とともに「非関税措置」を包括的に取り上げた最初のGATTラウンドとなった。しかしながら、東京ラウンドでは動植物検疫・食品安全措置を含む基準・認証制度一般について規律するスタンダード・コードが合意されたにとどまり、農業分野に関し「関税措置」「非関税措置」双方についての包括的な合意が成立するのは、ウルグアイ・ラウンド農業交渉を待たなければ

（註10） 例として、「特別栽培米」、「生き物共生米」、CSA（Community Support Agriculture）の取り組みなどが挙げられよう。

（註11） GATTをはじめさまざまな協定は、「世界貿易機関を設立するためのマラケシュ協定」（Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization）の附属書に位置づけられている。本稿では「WTO協定」を、この協定および附属書に収められている関連諸協定の総称の意味で用いる。

（註12） 本節の叙述は林（2013a）に基づく。

（註13） 国際連盟に加盟していない米国を含む35カ国が参加し、“Convention for the Abolition of Import and Export Prohibitions and Restrictions”が調印された。当時「高率、不安定かつ多数」の関税も大きな問題であったが、関税は主権にかかわる事項とされ、多国間で交渉して引き下げることは検討されなかった。この交渉は、日本が多国間交渉の場で米の例外扱いを主張した最初の交渉でもあった。この交渉の経過と内容については、林（2013b, 2014a）。

（註14） 例えば、中川（2013）など。しかしながら、GATTでの「非関税措置」への取り組みは関税水準の引き下げに初めて大きな実績を挙げたとされるケネディ・ラウンド（1963～67年）よりも早いことから、このような見方はGATT発足以降に限って見ても支持しがたい。

第2表 農業分野に関するウルグアイ・ラウンド合意

区分		合意内容
関税措置		一定方式で削減し、全品目に関税水準の上限を設定する（譲許）
非関税措置	輸入数量制限	関税に置き換える（「関税化」）
	補助金（国内・輸出） 動植物検疫・食品安全措置	貿易への影響があるものについて一定方式で削減する 行動規範を定める（透明性・説明責任の義務、措置を「科学」に基づかせることなど）

註：筆者作成。

ばならなかった（註15）。

2) ウルグアイ・ラウンド農業合意の意義

ウルグアイ・ラウンド農業合意の意義は、「関税措置」と「非関税措置」を包括した貿易ルールを定めたことにある（第2表）。

ウルグアイ・ラウンド農業合意に関するほとんどの論述は、農産物市場アクセス、国内農業支持および農産物輸出補助の3つを取り上げている。しかしながら、動植物検疫・食品安全措置は本交渉開始前の準備段階から農業交渉の重要な交渉課題として位置づけられていた。なぜなら、動植物検疫・食品安全措置も貿易上の効果は輸入数量制限と同じであり、しかも「生命・健康を守る」大義名分のもとに濫用される危険があったからである。輸入数量制限問題に本格的に取り組むに当たり、「関税化」すべき数量制限措置と性格上「関税化」することができない動植物検疫・食品安全措置が区別され、後者については加盟国に措置を講じる権利を認めつつ具体的な行動規範が定められた。

貿易ルールは、まず「貿易制限をしてはならない」「差別をしてはならない」といった、「禁止のアプローチ」から始まった。「関税措置」については、このような簡単なルールの下で引き下げ交渉を行うことで足りたが、「非関税措置」についてはその多様性から、措置の性格や態様ごとに検討を行うことから始めなければならなかった。まず試みられたのは、一次産品に関する商品協定であった。この成果であるケネディ・ラウンドでの小麦協定、東京ラウンドでの国際酪農品取極は、すぐれて「大量生産・大量消費型」の農産物と食品に関する、農産物ごとの市場メカニズムへの介入を前提とした貿易ルールであった。WTO 農業協定

に基づく国内農業支持と農産物輸出補助の削減約束は、貿易ルールが農産物ごとのアプローチから品目横断的アプローチへ、そして市場メカニズムへの介入のアプローチから市場メカニズムにゆだねるアプローチへの転換が行われた結果であった。ウルグアイ・ラウンド合意のもう1つの特色は、農産物と食品の「安全性」および「少量生産・少量消費型」の農産物と食品の「無形の」品質属性にかかわる制度・措置についての詳細な行動規範が整備されたことである。従来の「禁止のアプローチ」に代わり、「いかに行動すべきか」を定める「行動規範アプローチ」が採用されたのである。

3) 農産物と食品の品質に関する貿易ルール

WTO が定める農産物と食品の品質に関する主な貿易ルールとしては、品質の最低要件である「安全性」にかかわる措置についてのルールを定める「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS 協定）、SPS 協定が対象とするもの以外の品質に関する規格・基準と認証制度についてのルールを定める「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT 協定）、および「無形の」品質属性に関連する商標権や「地理的表示」の保護についてのルールを定める「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIP 協定）の3つがある。

(1) SPS 協定・TBT 協定

TBT 協定が農産物と食品の「有形」および「無形」の品質属性にかかわる規格・基準と認証制度に関する貿易ルールを定めるのに対し、SPS 協定は農産物と食品の品質属性のうち「安全性」に関する「特別法」としての貿易ルールを定める。

TBT 協定と SPS 協定はともに東京ラウンドで合意

(註15) いくつかの理由が挙げられるが、重要な要素として、東京ラウンドが「非関税措置」についての交渉目標を漠然と「削減または撤廃、要すれば規律の強化」とし、交渉の場が農業、補助金、スタンダードと分散していたのに対し、ウルグアイ・ラウンド交渉では、準備交渉プロセスで「非関税措置」のそれぞれの特性に応じて「仕分け」が行われて取り扱いの選択肢が検討された結果、交渉目標を「非関税措置」のそれぞれの性格に応じて設定し、交渉の場を一元化したという「交渉設計」の違いがある。

されたスタンダード・コードをモデルにしていることから、両協定には共通点がある。主な共通点には、①各国の政府が正当な目的を達成するため国内規制措置をとる権利を認め、貿易への悪影響をできるだけ避け、貿易制限措置として濫用されないよう行動規範を定める、②措置をとる側に「透明性」の確保と「説明責任」を課し、その他の国々に「知る権利」と「意見を聴いてもらう権利」を認める、③国際基準があればこれに準拠することを原則とするが、「調和」が困難な場合には異なる措置同士を「同等」と認めることとしていることなどがある。

一方、両協定には重要な相違点がある。SPS協定が対象とする措置が「人、動植物の生命・健康の保護」を目的とするのに対し、TBT協定では措置をとる目的に限定がない。SPS協定が上の目的を達成するためのあらゆる措置が対象であるのに対し、TBT協定の規律の対象は規格・基準と認証制度のみである。SPS協定のルールでは「生命・健康リスクの許容水準」の概念が重要な役割を果たし、この水準を達成するための措置は十分な科学的証拠なしに維持することはできず、国際基準とあえて異なる措置をとる場合には科学的なリスク評価が求められるのに対し、TBT協定にはこうした概念と要件がない。

なお、SPS協定は「科学」に基づく義務を課しているが、SPS協定はいわゆる「科学万能」の立場から起草されているわけではない。

(2) TRIP協定

農産物と食品の「無形の」品質属性のなかには、地理的名称と密接な関係を持っているものが少なからず存在し、日本でも「地域ブランド」に関する取り組みがなされている。地理的名称を冠した農産物と食品の品質プレミアムを維持確保するための法的な手段には商標保護制度があり、米国の証明商標制度、日本の「地域団体商標保護制度」がこれに当たる(註16)。

商標保護制度が公的な品質保証を欠き、権利者自らが権利保護を行わなければならないのに対し、EUでは地理的名称と品質属性が密接に関連を有するものについての公的な品質保証と権利保護制度が定められている。この制度のもとでは、生産地、生産基準、製品規格を定めた明細書をもとに登録がなされると、第

三者機関による確認検査を受けて品質保証表示がなされる(註17)。

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果成立したTRIP協定により、商標権とともに「地理的表示」が貿易ルール上知的所有権として位置づけられた。これにより、①消費者に真の原産地を誤認させるような表示が禁止され、②ワイン・蒸留酒については「型」「風」などを付した場合でも禁止されることになった。

4) 農産物と食品の品質および安全性に関する貿易問題とその解決

(1) SPS協定・TBT協定関係

SPS協定に関する貿易問題は、「食の安全」の観点からしばしば取り上げられる。しかしながら、これまで同協定に関し貿易問題となった事案のうち「食品安全」にかかわるものは3割に過ぎず、大部分は動植物検疫関係である。また、貿易問題となった事案のうちWTOの紛争処理手続が援用されるに至ったのは1割、パネル報告が出されたのはさらにこの2割である。SPS協定に関する貿易問題のほとんどは、当事国間、ないしWTOのSPS委員会の場でのいわば「ピア・レビュー」を通じて解決が図られていると言ってよい。

正式の紛争処理手続に移行する事案と、そうでないものとの差異については、それぞれの事案ごとの事情があり単純な比較は困難である。少なくとも、紛争処理手続が援用されるのには何らかの「政治的」理由があると言うことができる。WTOの紛争処理手続は国内の利害関係者(EUの場合には加盟国)を説得し調整を行うための手段として、あるいは相手国との二国間交渉でより有利なポジションを得るための手段として用いられ、その意味でWTOの紛争処理手続の援用は「他の方法をもってする政策の延長」の性格を持っている。SPS協定に関する貿易紛争として、EUの措置が米国により問題とされたホルモン牛肉事案やGMO農産物事案が著名であるが、両事案においては「安全性」よりも消費者の個人的価値観や社会的価値観を背景とする品質問題が大きな問題であった(GMO農産物事案では「生物多様性」に関する懸念も背景にあった)(註18)。価値観の違いが背景にあるとしても、「安全性」を理由にする以上はSPS協定のルールに従い、「科学的合理性に基づく説明責任」

(註16) TRIP協定に関しては高橋(2013)、内藤(2013)に基づく。

(註17) EUの制度では「地理的表示」の概念は広義に解され、地理的名称でないものも保護の対象になっている(例えばギリシャの「フェタ・チーズ」)。また、かつて商品協定が定められていた農産物も含め、途上国のさまざまな農産物と食品が登録されている(例えば、コーヒー(コロンビア)、龍井茶(中国)、ジャスミン米(タイ)、ニョクナム(ベトナム)など)。

が求められる。その意味で、逆説的ではあるが、SPS協定は貿易問題が主義信条の応酬に陥ってしまい解決の糸口が見いだせない「価値観の袋小路」に入り込むことを避けつつ、問題を解決に導く（解決しないまでもそれ以上の大きな問題に発展することを防ぐ）機能を果たしていることに注意する必要がある。

TBT協定に関する農産物と食品をめぐる貿易問題には「人、動植物・食品の生命・健康の保護」に関するものがかなりの比重を占め、その意味でSPS協定との「境界領域」問題が多いと言える。SPS協定の場合と同様、TBT委員会が貿易問題の解決に大きな役割を果たしている（註19）。

(2) TRIP 協定関係

TRIP協定関係では「地理的表示」の保護の拡大・強化と商標保護との関係をめぐり、主要国の間で対立がある。ワイン・蒸留酒に対する「地理的表示」保護のその他の農産物と食品への拡大と、国際的な登録制度の導入による保護の強化は、WTOでの主要国間の大きな対立点の1つとなっている。また、地理的名称が一般名称化（「通有化」）した場合や、すでに商標登録がなされている場合に「地理的表示」として保護できるか否かについても争いがある。これらはいずれも保護の強化拡大を目指すEUをはじめとするヨーロッパ諸国および一部の途上国と、米国、オーストラリア、ニュージーランドなどの国々とは対立する構図となっている。先に登録された商標との優先関係をめぐっては、紛争処理事案に発展した。以上の対立は、「無形の」品質属性に基づく品質プレミアムの維持確保をめぐる法的アプローチの違いを反映したものと見えよう。

5) 地域貿易協定による貿易ルール

WTOによるラウンド交渉が停滞するなか、FTA、EPAなどさまざまに呼称される地域貿易協定（註20）での「WTOプラス」条項による貿易ルール形成に期待を寄せる向きがある。一方、地域貿易協定においてどのような貿易ルールが形成されつつあるのかについては、あまり注意が払われていない。

WTO発足後これまでに発効した地域貿易協定は208に上り、うち主要先進国（米国、EU、オーストラ

リア、ニュージーランド、カナダ、日本）が現在まで締結した地域貿易協定は71である。このうち動植物検疫・食品安全措置に関する規定（以下「SPS条項」と呼ぶ。）を有しているのは、7割の47であった。このSPS条項の規定内容には、興味深い傾向が見いだされる。まず、SPS条項で当事国の専門家による協議の場を設置するといった簡素な規定を置くもの（米国、カナダ、日本）と、SPS協定の規定内容を手続面でより詳細にしたもの（EU、オーストラリア、ニュージーランド）の2つのグループに分けられる。また、これまでの主要先進国による地域貿易協定の締結は、この2つのグループ間では例外的にしか行われず、同一グループ内またはこれらグループのいずれにも属さない国々との間で行われてきている。

「地理的表示」に関しては、米国とEUがそれぞれ自国の考え方・立場を反映させた貿易ルールを形成する、いわば「囲い込み」の手段として地域貿易協定を利用する傾向が見られる。

近年開始された地域貿易協定交渉は、上記の2つのグループ間、さらにはより広範な国々が参加する「メガFTA」の形成を目指すものであることに特色がある。したがって、交渉参加国間の利害関係の構図が、WTO交渉におけるそれと相似形をなしている（したがって、合意に至ることがそれだけ難しくなっている）ことに注意する必要がある（註21）。

4. おわりに：日本にとっての農産物と食品に関する貿易戦略

日本の農産物と食品に関する貿易戦略、なかんずく輸出戦略については、「安全で品質がよい日本の農産物と食品の輸出をいかに増大させるか」の観点から、しばしば論じられているように見受けられる。しかしながら、この「高い安全性と品質」がいかなる客観的根拠に裏づけられているのか、明らかではない。日本産の農産物と食品の「安全性」が国際的に見ても高いと言うためには、「安全性」に関する日本の規格・基準、実効性を担保するための諸制度とその運用が国際的に見ても厳しいことの立証が必要であろう。また、

（註18） WTOの紛争処理手続においては、提起された事案における措置が正当化の根拠とされたWTO協定との法的適合性が検討・判断されるのであり、措置の政策的妥当性について判断が下されるわけではないことにも注意しなければならない。

（註19） 京極（2014）およびHorn et al.（2013）。

（註20） WTOでは「地域貿易協定」（Regional Trade Agreements）と総称されている。

（註21） この節については林（2014b）。地域貿易協定における「地理的表示」保護をめぐる動きに関しては、内藤（2014）。

「品質が良い」と言うためにはどのような農産物と食品のどの品質属性が念頭に置かれ、これがどのような基準に照らしてその他のものより良いと言え、このことがいかなる規格・基準と認証制度により担保されているのかを明らかにしなければならない。必要なのは、日本の農産物と食品について、外国の消費者がどのような品質属性を求めているのかを把握するとともに、どの理念型のどのような品質属性が「売り」になるのか、これを何によって保証できるのかの冷徹な自己分析である。

何よりも日本に求められるのは、貿易ルールの積極的な活用である。国がいかなる輸出戦略を樹立したとしても、目標が達成されるか否かは輸出に携わる民間の努力いかんによることである。また、日本が今後も引き続き相当程度、農産物と食品の輸入に依存せざるを得ないことは明らかである。問題は、実際の貿易活動においてはさまざまな問題がしばしば発生することである。農産物と食品の場合、貿易問題は「安全性」をめぐる発生することが多く、大きな問題に発展することも少なくない。問題が万一発生した場合に即時に適切な対応措置をとるだけでなく、平素から危機管理の仕組みを用意しておくことは国の役割である。

WTO 協定に基づく貿易ルールが「グローバル・ルール」であるとすれば、地域貿易協定による貿易ルールは「ローカル・ルール」と呼ぶことができる。日本はこれまでのところ、「グローバル・ルール」「ローカル・ルール」いずれの貿易ルールも十分に活用していないと言わざるを得ない。WTO における貿易問題の早期解決のための重要な手段である SPS 委員会の「ピア・レビュー」を日本政府が初めて利用したのは、昨年になってからのことである。他の主要先進国の地域貿易協定における SPS 条項の顕著な特徴は、貿易問題に発展する以前の早期通報・協議メカニズムや相手国検査当局の信頼性を確認するメカニズムが用意されていることである（註 22）。これに対し、日本の EPA には SPS 条項を置かないものも少なくなく、置いているものでも定期協議に関する規定といった、簡単な内容にとどまっている。

今後、農産物と食品に関する貿易関係が一層密接になっていくことが予想されるなか、日本は輸出の促進を図るだけでなく、輸入される農産物と食品の「安全性」を確保する見地からも、WTO とともに地域貿易

協定による貿易ルールを積極的に活用しなければならない。

また、わが国の有名産地の名称が国外で商標登録されつつあるなか、日本は WTO での「地理的表示」の保護の拡大・強化について、これまで立場を明確にしてこなかった。今年 4 月に提出された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案」が今国会で成立したことは、「無形の」品質属性に基づく品質プレミアムを維持確保するための国内法がようやくわが国でも整備されたことを意味し、高く評価される。この法律が実際にどの程度効果を上げるかは、日本政府の今後の取り組みいかんにかかっていると見えよう。

引用文献

- Allaire, G. (2012) The Multidimensional Definition of Quality, Augustin-Jean, L., Ilbert, H. and Saavedra-Rivano, N. ed. *Geographical Indications and International Agricultural Trade, The Challenge for Asia*, Palgrave Macmillan, 71-90.
- 弦間正彦・林正徳・江良亮・窪田拓也 (2014) 「コメに関する消費者行動実験調査の準備テスト結果—生産国・品種、ラベル情報の違いと支払意思額」早稲田大学日米研究機構『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2013 年度報告書』, 337-350.
- Han, D. B., Lee, J. Y. and Nayga, R. M. (2012) Assessing Korean Consumers' Valuation for Domestic, Chinese and US Rice: Importance of Country of Origin and Food Miles Information, at <http://ageconsearch.umn.edu/bitstream/119817/2/Rice%20Paper.pdf>, as of 2014/6/2.
- 林正徳 (2013a) 『多国間交渉における合意形成プロセス—GATT ウルグアイ・ラウンドにおける SPS 協定の成立と「貿易自由化」パラダイムの終焉』農林統計出版, 481pp.
- 林正徳 (2013b) 「1927 年の輸出入禁止制限撤廃条約交渉とその今日的意義 (1)」『横浜国際社会科学研究所』, 18(1, 2), 27-54.
- 林正徳 (2014a) 「1927 年の輸出入禁止制限撤廃条約交渉とその今日的意義 (2)」『横浜国際社会科学研究所』, 18(6), 25-49.
- 林正徳 (2014b) 「主要国の地域貿易協定における SPS 条項—グローバル・ルールとローカル・ルールの「重畳化」の事例分析」早稲田大学日米研究機構『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2013 年度報告書』, 71-153.
- Horn, H., Mavroidis, P. C. and Wijkström, E. N. (2013) In the Shadow of the DSU: Addressing Specific Trade Concerns in the WTO SPS and TBT Committees, *Journal of World Trade*, 47.4, 729-759.

(註 22) EU, オーストラリア, ニュージーランドの地域貿易協定の SPS 条項は、重大な「懸念」「リスク」「脅威」が発生した場合や輸入検査時に「不適合」が発見された場合についての手続規定や貿易相手国の輸出入検査体制の信頼性の「確認」に関する規定を設けている。

- Karpik, L. (2010) *Valuing the Unique, The Economics of Singularities*, Princeton University Press, 264pp.
- 京極 (田部) 智子 (2014) 「農業と農産物と食品をめぐる WTO の最近の動向」早稲田大学日米研究機構『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2013 年度報告書』, 1-30.
- 内藤恵久 (2013) 「地理的表示の保護制度について—EU の地理的表示保護制度と我が国への導入」早稲田大学日米研究機構『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2012 年度報告書』, 159-205.
- 内藤恵久 (2014) 「FTA 協定等における地理的表示保護の内容とその国内的担保」早稲田大学日米研究機構『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2013 年度報告書』, 179-196.
- 中川淳司 (2013) 『WTO 貿易自由化を超えて』岩波書店, 55.
- Nayga, Jr. R. M. (2013) On the Use of Non-Hypothetical Preference Elicitation Methods to Assess Consumers' Valuation for Food Products, 早稲田大学日米研究機構『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2012 年度報告書』, 43-53.
- 高橋梯二 (2013) 「各国における地理的表示の概要と商標登録制度との関係」早稲田大学日米研究機構『農業・食料の世界的枠組み形成と国際交渉にかかわる研究 2012 年度報告書』, 122-158.

要旨：貿易ルールは、市場メカニズムへの介入からより市場を志向するものへと変化するとともに「大量生産・大量消費型」の農産物と食品を中心とするものから「少量生産・少量消費型」の農産物と食品およびその品質に関するものが重要な地位を占めるようになり、ルール内容も措置それぞれの目的や性格に応じ、より精緻に定められるようになってきた。WTO では貿易問題の解決とともにルールの詳細化の機能が働いており、地域貿易協定においては WTO の貿易ルールを補完する動きとともに自国の立場やルールに沿ったものとしようとする動きがある。日本は、自国の農産物と食品およびその品質属性について正確な自己認識を持つとともに貿易ルールを積極的に活用しなければならない。

キーワード：農産物と食品の品質属性、食品安全、基準・認証、SPS 措置、地理的表示